

お台場海浜公園レクリエーション水域利用に関するルール

お台場海浜公園レクリエーション水域の有効活用を目的として、試行的に多様なマリンスポーツを同水域に開放することになりました。つきましては、安全性を確保し円滑な水域利用を図るため、以下のとおり水域利用に関するルールを定めました。

ただし、試行期間中においても利用状況により、当ルールを変更する場合があります。

1. 対象となるマリンスポーツ（以下の要件の全てを満たすもの）

- 原動力を使用しない水上のマリンスポーツ。
（ゴムボート、手漕ぎボート、ヨットは不可。）
- 1人乗りで5m以内であること。
- 遊泳を伴うものや潜水などで水中に入る行為は禁止。
（ボディーボード、ビート板、スキューバダイビングなどは不可。）
- 釣りは禁止。

2. お台場海浜公園レクリエーション水域利用対象者

- 別紙「お台場海浜公園レクリエーション水域利用の登録及び免責同意書」により登録した個人とします。

3. 試行期間

- 発行の日から2020年3月31日まで
- ※既に発行済の登録カード（お台場海浜公園レクリエーション水域利用許可証）をお持ちの方はそのままご利用頂けます。

4. 利用時間

- 4月から9月は、午前9時から午後6時まで
- 10月から3月は、午前9時から午後5時まで

5. 安全対策

(1) 水面利用について

- お台場海浜公園レクリエーション水域（以下「レクリエーション水域」という。）の各種マリンスポーツの利用範囲は別紙をご覧ください、利用範囲を厳守してください。
- 黄色ブイの外側は、水上バスの航路にあたり、大変危険ですので絶対に出ないでください。
- 多様なマリンスポーツが想定されることから、安全に配慮して十分に間隔をもち、お互い譲り合ってください。
- 事故等を未然に防ぐため、「※水上交通に関する世界共通の規定」の優先順位を守り、衝突回避行動を必ず取ってください。
- 多様なマリンスポーツの利用が予想されるため、初心者の方は十分に注意ください。

※規定では水上移動体の優先順位に関する順序の高いほうから「遊泳者」、「無動力艇（スタンドアップパドル、カヌー等）」、「帆船（ウィンドサーフィン等）」、「動力艇（水上オートバイ等）」と定めた上で優先順位の低位者が進路を譲り、衝突回避行動をとるよう義務付けられている。なお、レクリエーション水域では、遊泳すること及び許可なき動力艇の侵入は禁止となっています。

(2) その他

- 18歳未満の方は、親権者の同意が必要です。なお、中学生以下は18歳以上の方の同伴者が必要です。
- ライフジャケット（救命胴衣）は必ず着用してください。
- 波打ち際には、速力を十分に落とし、周囲をよく確認しながら接近してください。
- 整備不良艇の利用は禁止です。
- 悪天候時や公園管理者の判断により、利用を中止する場合があります。
- ボード等は、他の利用者の妨げになるため、長時間砂浜に放置しないで下さい。
また、風の強い日はボード等が飛ばされ、危険ですので砂浜に放置しないで下さい。
- 別紙水域図に示めされているとおり、第三台場の石積み周辺は岩場が多いので進入禁止。

6. 事故等

- 公園管理者は常時監視する義務を負いません。
- 事故が発生した場合は、自己責任となります。
- 第三者との事故は、当事者間で解決してください。
- 事故等がありましたら、公園管理者にご報告願います。

7. 登録カード（お台場海浜公園レクリエーション水域利用許可証）

- 登録者の確認をする場合がありますので、登録カードは必ず携帯してください。

8. その他

- 東京都が許可したイベントが開催された場合は、レクリエーション水域を利用できない場合があります。
- 許可のない営業行為は、禁止となっています。